



土地改良区への事務処理委託による事務負担の軽減

ゆざわちゅうおう

湯沢中央地域広域協定活動組織（秋田県湯沢市）

ゆざわし

- 当地域は昭和30年代からほ場整備が実施されてきたが、整備後50年以上が経過し、施設が老朽化。また、高齢化により年々施設の保安全管理が困難になってきている状況。
- 地域で話し合い、平成19年度から農地・水・保安全管理支払に取り組むこととしたが、活動組織内に事務処理を担うことができる人材がいなかったため、土地改良区と調整を図り、土地改良区が事務処理を受託することで合意。
- 事務処理を委託したことで、活動組織は共同活動に専念することが可能。また、土地改良区管内を一つの広域組織にまとめる際も、土地改良区による各種の調整により円滑な広域化を実施。

【地区概要】

- ・取組面積 1,167 ha(田1,147ha、畑19ha)
 - ・資源量
開水路 451.3 km、農道 78.0 km、
ため池 3箇所
 - ・主な構成員
農業者、自治会、子供会、土地改良区等
 - ・交付金 約 65百万円(H29)
- 〔 農地維持支払
資源向上支払(共同、長寿命化) 〕

土地改良区へ事務処理を委託

○事務処理委託の経緯

- ・活動組織内に事務処理を担うことができる人材がいなかったため、地域の状況に詳しく事務処理にも慣れている土地改良区と調整。その結果、土地改良区が活動組織に参画すると共に、事務処理を土地改良区に委託することで合意。
- ・土地改良区においては、定款を変更し、事務処理の受託を定款に位置付け。また、担当職員を配置。

○土地改良区への委託内容

- ・活動計画の作成補助(活動内容についての助言、内容のとりまとめ等)、予算案の作成
- ・各活動の準備(活動に必要な資材の発注・管理、活動スケジュールの周知等)
- ・活動にあたっての注意事項(活動内容、活動要件等)の周知
- ・活動記録、金銭出納簿のとりまとめ及び管理
- ・日当の支払い準備
- ・役員会への出席、役員への連絡
- ・役場との調整、問い合わせ 等

○活動組織で対応すること

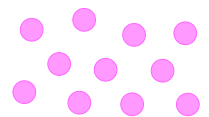
- ・役員から構成員への連絡
- ・活動に必要な資材の連絡
- ・資材の購入時の領収書等の提出
- ・各活動の終了時に、作業日報により活動の人数、内容を報告
- ・日当の支払い
- ・次年度活動計画案の作成 等

- 事務処理を外部委託することで、活動組織は地域の共同活動に専念することが可能となった。

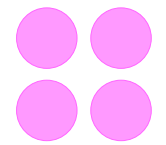


広域化組織への円滑な移行

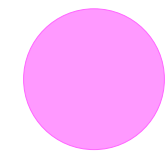
平成19年 各集落での活動



平成24年 4つの広域組織



平成26年 土地改良区管内で1つの広域組織



- 平成19年度の立上げ時は集落ごとの活動組織であったが、平成24年度から広域化を進めて4つの広域組織に集約し、平成26年度には土地改良区管内を1つの広域活動組織に統合。

- 活動組織の立上げ時より土地改良区が事務受託をしていたことから、広域化にかかる事務処理や組織間の連絡調整も土地改良区が担当し、1,167haの広域化を円滑に実施することが可能となった。